



越路こしじ

3月 (No.108)

発行/越路町役場(新潟県三島郡越路町) TEL越路(02589) 2-3111 印刷/大川印刷所



春 を よ ぶ

春は三月、「弥生」の雪どけに始まり、川辺の「せり」や「ふきのとう」が勢いよく芽を出し、厳寒の冬から春を呼びよせてくれます。二、五メートルほどの雪を割って作ったハウスの中では、トマト、キュウリなどの苗がスクスクと育ち、やがて白一色の野原から黒々とした土と緑への春をつげる使者としての出番を待っている。

(仲島で2月21日)

心身障害者扶養共済 加入のおすすめ

心身障害者を扶養している方の悩みは、はかり知れないものがあるかと思われまます。自分の死後、誰れがめんどうをみてくれるか精神的、経済的な負担など、はかり知れないものがあると思えます。そこで、このような保護者の不安や負担を少しでも軽くし、あわせて障害者が楽しく、幸せな生活ができるようにこの制度がもたらされました。

加入のおすすめ

- 45才以上月額1,500円
- 4支給年金額
- 加入者が死亡または、一定廃疾状態になったときは、その月から障害者の生存中、毎月2万円の年金が支給されます。
- 5申込みは三月三十一日までくわしくは町民課福祉係へ

盛大に町民スキー

選手権大会

- 町民スキー選手権大会が、二月十七日ひさしぶりに晴れた塚山スキー場で開かれました。
- 参加選手は二百十三人、老いも若きも日頃の運動不足を吹き飛ばして、一日激しい、愉快なレース展開となりました。
- 各部門の入賞者は次のとおりです。
- 距離一般の部 一位長谷川好晴
- 距離壮年の部 一位宮山一郎
- 回転中学生の部 一位大谷広一
- 二位鳥島一弘、三位長谷川和彦

の心配ごと相談は 三月十五日
今行政苦情相談は 四月一日
三月二十日

- 回転一般の部 一位杉田久明
- 二位平林修、三位大矢壮一郎
- 大回転中学生の部 一位嘉瀬巖
- 二位鳥島一弘、三位大谷広一
- 大回転一般の部 一位嘉瀬勇
- 二位平林修、三位杉田久明
- 大回転(35/44才) 一位大矢毅
- 二位宮山一郎、三位西沢鉄夫
- 大回転(45/54才) 一位長谷川弘
- 二位森山仁吉、三位郷益夫
- 大回転(55才以上) 一位大谷寅一
- 二位丸山芳次
- 滑降女子 一位大矢美由紀
- 二位米山晴美、三位大塚ひとみ
- リレー中学生 一位塚中野球部
- 二位塚中卓球部、三位塚中陸上部
- リレー一般 一位スキー連盟塚山A、二位ヨネックススポーツ
- 三位塚山中OB

成人式の ご案内

昭和四十九年度、町成人式を次のとおり行います。

- 日時 四月十四日(日)午前九時半
- 会場 越路小学校 体育館
- なお式典終了後記念事業として祝賀パーティー、弥彦神社参拝等計画いたしておりますので、多数ご出席ください。くわしくは、後日、該当者宛ご案内申し上げます

青年芸能発表兼

郷土芸能発表会

郷土に、昔から踊り伝えられて

おしらせ

この届け出をせず納税通知を受けてから苦情申立てをする方がありませんが、三月末日までに届け出がないときは四十九年度の軽自動車税がかかりますからご注意ください。

軽自動車等を所有 されている方へ

軽自動車税は、毎年四月一日現在を賦課期日として課税されています。

固定資産課税台帳 の縦覧期日の変更

昭和四十九年度固定資産課税台帳の縦覧は、地方税法の一部改正案が国会で審議中であり、課税台帳の縦覧を、四月一日から四月二十日までに変更します。

今月の主な内容

- 家族そろって交通安全共済に加入しましょう。
- 県知事選挙は四月二十一日
- 国民年金保険料の特別納付
- ガス管の点検を
- 市街化区域の騒音規制
- 四月一日から適要される
- 四十八年農業所得額決定
- 春休みの家庭指導について
- お願い。

町の人口

住民基本台帳人口(1月末日現在)	3,031
世帯数	13,741
市内人口	6,692
市内人口	7,049
1月の住民移動状況	
出生数	14
死亡数	5
市内転入数	9
市内転出数	20
市内転入数	7
市内転出数	13
出生数	13
死亡数	6
市内転出数	7
市内転入数	21
市内転出数	12
市内転入数	9
市内転出数	9

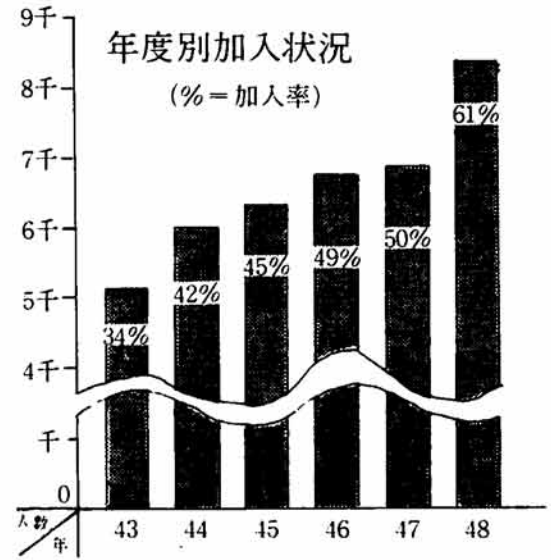
家族そろって 加入しましょう

1日1円 交通災害共済



毎日いたましい交通事故が、新聞、テレビ等で報道されています。一日一円の安い会費で「不幸にして交通事故にあった方に見舞金を」と相互扶助の精神から始まった交通災害共済制度です。

一人年額三百五十円でおとなも子どもも同額です。年の途中加入も同額です。
○見舞金
死亡は五十万円、けがの場合は一週間以上の医師の治療をうけた方で五万円から三十万円までです。
○見舞金の請求
一年以内に請求してください、役場で受付けています。
○掛金(会費)
○加入申込み



県知事選挙

四月二十一日投票

四月第三日曜日は県知事選挙の投票日です。私たちの身のまわりには、公害や物価をはじめさまざまな問題が山積しています。そのためには私たちに代って、よりよい社会をめざす政治を行ってほしい。よい代表者を選ぶ必要があります。選挙

山積しています。そのためには私たちに代って、よりよい社会をめざす政治を行ってほしい。よい代表者を選ぶ必要があります。選挙

山積しています。そのためには私たちに代って、よりよい社会をめざす政治を行ってほしい。よい代表者を選ぶ必要があります。選挙



一票が住みよい社会の基礎きづく

選挙人名簿と住民登録
住民基本台帳に三か月以上登録されていない場合は、選挙人名簿にのりません。県知事選挙は四十八年十二月二十五日以前に越路町に住居登録された人が選挙人名簿にのります。

年度	加入金額	給付金額	給付率
43	1,024千円	12件 740千円	72%
44	2,057	28件 2,175	106
45	2,171	30件 1,635	76
46	2,367	40件 1,475	62
47	2,389	30件 1,095	46
48	2,915	38件 2,435	84

時までに文字を書けない人や身体が不自由で自分で候補者名を書けない人は、申しでいて候補者名を書いてくれます。個人の秘密は守られますから安心して申しでましょう。
不在者投票 投票日に不在の理由で投票所へ行けない人は、前もって投票することが出来ます。期日は選挙期日の告示(三月二十七日)の日から投票日の前日(四月二十日)までです。病気で入院中の人はそれぞれの院長に申しでて手続きをしましょう。手続きや方法は選挙管理委員会に問い合わせてください。時間は毎日(日曜、祝日も)午前八時三十分から午後五時迄。新有権者 昭和二十九年四月二十二日以前に生れた人で町の住民基本台帳に三か月以上登録されている人は、こんどの選挙ができます。

ねんきん 年金 保険料の特別納付 受給権の確保はお早目に

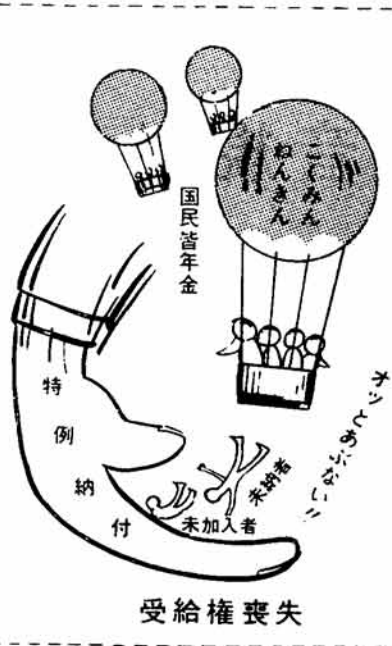
今年の一月から、年金額や保険料の改定とともに、保険料の特別納付ができることになりました。国民年金の老令年金を受け取るためには、受給資格期間といって、保険料を納めた月数や保険料の免除を受けた月数が少くとも二十五年(昭和五年四月一日以前に生れた人は、この期間が生年月日に応じ二十四年)に短縮)は必要です。しかし国民年金の保険料は納期限から二年たつと、時効になりその期間分の保険料は納められなくなります。

以前に生れた人で被保険者期間(国民年金に加入すべき期間)と受給資格期間との間にあまり余りがない人は、現在までに保険料を長期未納したり、未加入であったりしている、せっかく保険料を納めても、受給資格期間を満たすことができない人がでてきます。このたびの法改正では、これら

一月から保険料が 引上げられました

年金額の大幅増額(二・五倍)にともなう、国民年金保険料がより増額されます。

- 定額 九百円
- 附加(旧所得比例) 千三百円
- 五年、再開五年 九百円



受給権喪失

今月は国民年金の納入月です。期日 3月22日 忘れずに納入ください。

ガスの点検を !! 雪による折損が 多くなっています !!

豪雪による屋根の雪おろしや道路の除雪した雪のため、最近用水路の架管または、屋外に露出しているガスパイプの折損事故が、あいついで発生しています。ガス供給所では、これらの危険な場所について、燃焼による中毒などの危険な事故が発生しますので、至急改善され、ガスを安全に使用しましょう。なおこの調査は、事故防止のためガス事業法に基づいて行うものですのでご協力をお願いします。

中小企業者に 経営の運転資金を融資

- 貸付対象 町内の中小小工業者
- 貸付期間 一年以内
- 貸付額 一〇〇万円以内
- 融資促進を願った産業育成資金の融資申込みを次のとおり行います。
- 利率 七%
- 申込み期限 三月三十一日
- 申込先 役場産業課又は商工会
- その他 申込み用紙は産業課又は商工会にあります。

中小企業者に 経営の運転資金を融資

- 貸付対象 町内の中小小工業者
- 貸付期間 一年以内
- 貸付額 一〇〇万円以内
- 融資促進を願った産業育成資金の融資申込みを次のとおり行います。
- 利率 七%
- 申込み期限 三月三十一日
- 申込先 役場産業課又は商工会
- その他 申込み用紙は産業課又は商工会にあります。

市街化区域を騒音規制

4月1日から基準適用

音はわたしたちの生活の中で欠くことのできないものです。言葉をはじめ色々な音による信号、音楽など音を離れてわたしたちの生活は考えられません。騒音は「好ましくない音」の総称です。無い方がよいと判断される音です。しかし好ましくないという判断がいわば聞く人の主観に任されています。だから時計の音もやかましいという人、又電車の中でもねむる人もある。だから何

特定工場（特定施設を設置する工場又は事業場）における規制

これは宅地境界でこの規程を守らなければなりません。

(表1)

区域の区分	市街化区域の次の区域	昼間	朝・夕	夜間
第二種区域	第二種住居専用区域及び住居区域	55ホン	50ホン	45ホン
第三種区域	商業区域及び準工業区域	65ホン	60ホン	50ホン
第四種区域	工業区域	70ホン	65ホン	60ホン

■特定施設（越路町）に関するもののみ示めす (表二)

- (表2)
- 金属加工機械（ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレスせん断機、研摩機、高速切断機自動旋盤）
 - 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
 - 建設用資材製造機械（アスファルトプラント）
 - 木材加工機械（帯のご盤、丸のご盤、かなな盤（1馬力（0.75kw）以上のもの）
 - バーナー（燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの）
 - コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機
 - スチームクリーナー
 - ポンプ5馬力（3.75kw）以上のもの
 - 集じん装置
 - 冷凍機（往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る）

(表2)

ホンから害があるということは一概に決められないのです。しかしそれは困るので、この辺まではがまんし、それ以上は規制しようというのが規制基準で、この基準を守ることによって生活環境とわたしたちの健康を保つことを目的としたものです。

この規制の対象となっているのは、一つは特定の施設を持つ工場又は事業場です。二つに特定の建設作業、三つに自動車騒音です。この三つについて地域を指定し、騒音を規制するもので、その地域は市街化区域（都市計画区域の中）のみです。その対象及び基準の概要を次に示めます。

以上の特定施設を設けている場合は必ず届出が必要です。

特定建設作業における規制

指定地域（市街化区域）内において次の特定建設作業をおこなうものは、作業開始の七日前までに、越路町役場に届出なければなりません。

(表3)

• くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機アースオーガーと併用する作業を除く。）	85ホン
• びょう打機を使用する作業	80ホン
• さく岩機を使用する作業 • 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって20馬力（15kw）以上のもの）を使用する作業 • コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業 ※ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業 ※コンクリートカッターを使用する作業	75ホン

※印の建設作業は届出はしなくてもよい。

(表三)

自動車騒音における基準

指定地域（市街化区域）内においては、五日間連続で昼間朝夕、夜間測定を行なった騒音の中央値が次の基準をこえないこと。

(表4)

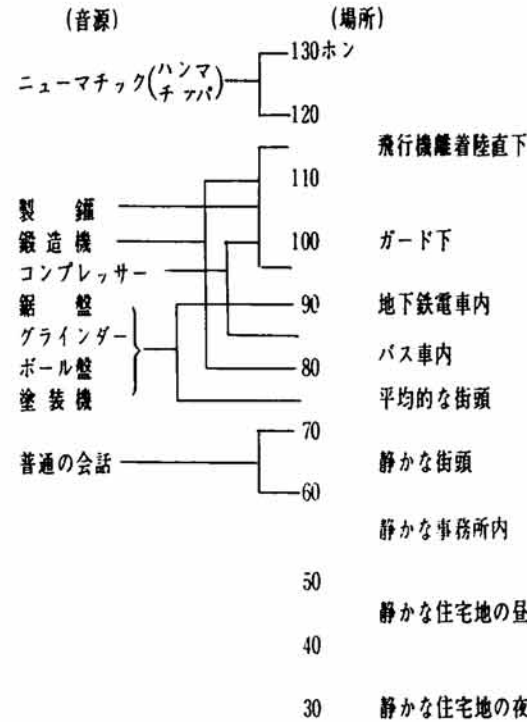
(表4)

区域の区分	市街化区域の次の区域	昼間	朝・夕	夜間
第二種区域	第二種住居専用区域及び住居区域	60ホン	55ホン	50ホン
第三種区域 第四種区域	商業区域、準工業区域及び工業区域	70ホン	65ホン	60ホン

(表4)

よき、規制区域（市街化区域）は、これまでに述べたような基準で規制されます。とくに特定施設のある工場、事業場は四月中旬に届出をしなければなりません。

騒音のめやす



春休みの家庭指導

三月二十六日から、各学校とも春休みに入ります。子供さんたちは、それぞれ上級に進まれ、また高校に進学され、やれやれとした気のゆるみが起こりがちの休業日です。この休みの間は特に、事故防止、不良化防止に注意するとともに、子どもさんを正しく育成するために、あたたかい愛情と細かな注意や監督をお願いします。

- 1 毎日を有意義にすごさせる。
- 2 外出について
 - 保護者同伴以外は、帰宅時間の五時を守らせる。
 - 保護者同伴以外は、夜間外出、外泊はさせない。
- 3 不良化防止
 - 進級について、関心を持たせ、生活設計をたてさせる。
 - 家庭の一員として、責任ある行動をとらせる。

だらしのない服装やあらっぽい言葉づかい、はっきりしない友人関係などは不良のはじまりです。小さいうちに芽をつみましよう (越路町 学校警察連絡会)

48年分農業所得額 (標準)

	水 稲	畑	春 菜	夏秋菜類	夏秋菜類
収 量	525kg	-	-	-	-
収 入 金 額	89,234円	46,593円	67,970円	56,966円	41,619円
必 要 経 費					
公 租	1,716	1,116			
種 苗 代	592	3,702			
肥 料 代	3,312	3,166			
雇 人 費	2,500	700			
農 具 費	1,372	1,006	20,646円	19,078円	19,734円
償 却 費	3,697	1,624			
農 薬 費	1,200				
そ の 他	7,532	7,011			
計	21,921	18,325			
差 引 所 得	67,313円	28,268円	47,324円	37,908円	21,885円

(水稲、畑=107-ル当り
菜 菜 =1箱当り)

所得税 住民税 の申告相談日のお知らせ

次の日程で相談を行います。期間内に必ず申告しましょう。

月	日	曜日	部 落	場 所	時 間
3月	1日	金	所得税	役 場	9:00~4:00
3月	2日	土			
3月	4日	火			
3月	5日	水			
3月	6日	水	来迎寺、朝日、仲島	役 場	9:00~4:00
3月	7日	木	中沢、西野、飯島、篠花、中島	西野区事務所	9:00~4:00
3月	8日	金	浦	浦区事務所	9:00~4:00
3月	9日	土	神 谷	神谷区事務所	9:00~12:00
3月	11日	月	岩 野	岩野区事務所	9:00~4:00
			釜ヶ島	釜ヶ島区事務所	
3月	12日	火	塚野山、小坂	塚野山区事務所	9:30~4:00
3月	13日	水	飯塚、十楽寺、中島	飯塚公民館	9:00~4:00
3月	14日	木	岩 田	岩田区事務所	9:00~4:00
3月	15日	金	不 動 沢	不動沢区事務所	9:00~12:00
			沢 下 条	沢下条区事務所	

指定された申告相談日に都合の悪い方は3月1、2、4、5、6日及び15日午後役場へおでかけください。この日以外は全員部落へ申告相談にのけております。